

〈史料紹介〉

『山口県史料』未収録「二十八冊御書付」記事目録

山崎一郎

当館が昭和五十一年一月に刊行した『山口県史料 近世編法制上』には、「二十八冊御書付」（毛利家文庫・法令一三五）が収録されている。「二十八冊御書付」は、延享年間頃、萩藩の郡奉行所で作成され、同役所で利用されたと考えられる記録である。この記録には、郡奉行所業務に必要と判断された藩初から延享年間までの文書―地方支配関係の触達類や争論関係の一件文書―が四〇近い主題別に収められている。

別稿で述べたように<sup>①</sup>、明和二年（一七六五）二月に作成された郡奉行所の文書目録によると<sup>②</sup>、延享年間以前の「御書付」類を「部寄」（部類分け）したという記録のな

かに、現在の「二十八冊御書付」の中の巻一から巻二十七に該当する記録を確認することができる。ところが、巻二十八「逝去二付鳴物音曲其外停止事」に該当するような記録は同目録には見当たらない。この点からすると、「二十八冊御書付」は、当初からそのようなまとまりをもった記録として作成されたわけではなく、何時の時点からか（少なくとも明和期以降）、現在の巻二十八を加えて、「二十八冊御書付」というまとまりをもった記録として扱われていったものと推測される。

ところで、『山口県史料』では「二十八冊御書付」を抜粋の形で収録している。勿論そのことは凡例で断って

いるものの、各巻のどの記事が未収録なのかは同書では不明であり、その点を確認するためには直接原本にあたる必要があった。こうした問題を踏まえ、『山口県史料』に収録されなかった「二十八冊御書付」の記事名を示したものが、後掲の「『山口県史料』未収録「二十八冊御書付」記事目録」である。

「二十八冊御書付」は、郡奉行所という萩藩の中でも中心的な役所で作成・利用された記録であり、その意味で、萩藩研究の上で最も基礎的かつ重要な記録のひとつということができる。また、郡奉行所が民政を扱う役所であるという性格上、「二十八冊御書付」には藩政期における領内各地のあり方を具体的に示す内容の文書が数多く含まれている。その点で地域史研究の上でも不可欠のものといえる。「二十八冊御書付」のこうした性格を踏まえるならば、同記録を収める『山口県史料』が果たす役割は、刊行後二〇年以上が経過した現在でも決して小さいものとは言えず、あえてその未収録記事の目録を

作成し利用者の便を図ることは意味あることと考える。

なお、目録作成に併せて、巻十の巻末記事「大給領御頼検見衆議之次第」(No. 16・p 419〜420)について言及しておきたい。この記事は、天保十一年(一八四〇)七月、大身の給主が検見を申し出た際にどのように対応するかという問題について、郡奉行所役人および当職手元役、所帯方・遠近方役人間で寄合をもち協議したことに關わるものである。原本を見ると、この記事は他の記事とは明らかに異筆であることから、この部分は、寄合後に「後年為見合記置」いたもの、すなわち天保十一年七月直後に追記されたと判断される。このことは、「二十八冊御書付」が、幕末期に至るまで郡奉行所の実際の業務に活用された記録であったことをよく示している。

ところで、その寄合の際、協議事項に關連する過去の4つの「御書付」が参考資料として提出された。その「御書付」は、いずれも巻十に収録されているものであるが、記事中では「□印」「○印」「△印」「㊦印」とだ

け記されている。実はこれら記号は、巻十に収録された該当する「御書付」の冒頭にも書き込まれており、本来この印を目途に巻十を繰れば、参考となった「御書付」が参照できるようにになっている。しかしながら、『山口県史料』ではこの印が省略されているため、参考となった「御書付」がどれだったのか、No. 16の記事ではわからなくなっている。各印に対応する「御書付」の番号は次の通りである。

「□印」↓No. 6 / 「○印」↓No. 7 / 「△印」↓No. 12 /  
「㊦印」↓No. 15

また、「二十八冊御書付」原本では、収録文書の冒頭に朱で数字が書き入れられているが、これも『山口県史料』では省略されている。推測だが、この数字は「二十八冊御書付」を作成した際に典拠とした原文書・記録に対応する記号ではないかと考えられる。

#### 註

- (1) 拙稿「毛利家文庫・法令一三八「諸御書付」について」(『山口県文書館研究紀要』第25号)。
  - (2) 「郡奉行所諸記録付立」。毛利家文庫・諸省40(17の1)。
  - (3) 『山口県史料 近世編法制下』収録の「御書付其外後規要集」も抜粋であり、未掲載記事はかなり多い。将来的には、昨年度よりスタートした『毛利家文庫目録別冊』シリーズのひとつとして「御書付其外後規要集総目次」を作成し、すべての記事名を紹介した方がよいと思われる。その際には、記事名ごとに『山口県史料』への収録・未収録の状況を示しておく必要がある。
- なお、「御書付其外後規要集」の性格、作成された背景については、拙稿「萩藩代官所における文書管理と「御書付其外後規要集」の作成」参照(『瀬戸内海地域史研究』第七輯 一九九九年七月)。

記事番号および記事名/年月日/差出→宛	※備考
【巻9 御立山事】	→40法令135(29の10)
二十七 享保十一年御立山植継松ノ実時付之事/享保11.11/—	※No.28(p395~396)の次。/本文はNo.26(p392~395)と同文。但、「にひやし」部分有。
【巻11 於于時御書付】	→40法令135(29の12)
六十五 川筋埋り修甫之事/寛保1.11/山内縫殿→長沼九郎右衛門	※No.59(p446)の次。/本文はp324のNo.66と同じ。但、差出・宛の記載有。
【巻12 品定】	→40法令135(29の13)
一 元禄年中御儉約ニ付、御代官中人張御定之儀ニ付御書付/ (元禄年中) .7.28/—	※巻頭文書。
三 正徳弐年品定之儀ニ付御目付衆より伺書/正徳2/御目付中→	※No.1(p456~457)の次。
四 正徳三年五年御仕組ニ付御書付	※前文書の次。/本記事は以下の文書含む。 ・覚(御仕組につき御書付)/正徳3.1.12/— ・[御仕組につき御書付]/申(正徳5).10.28/中村孫右衛門・井上七右衛門→
五 正徳五年足輕御中間組入祝儀音信并衣類之儀ニ付御書付	※前文書の次。/本記事のうち収録分はNo.2(p457)。以下の文書未収録分。 ・覚/正徳5.1.12/— ・覚/正徳5.3.1/—
十二 享保拾年品定之儀伺書并同断御目付衆見分之儀ニ付御書付	※No.7(p468~474)の次。/本記事は以下の文書含む。 ・奉窺候事/享保10.1.12/福島五郎左衛門ほか5名→ (桂主殿ほか裏書有) ・覚/享保10.2.8/— ・奉窺候事/享保10.1/福島五郎左衛門ほか5名→ (桂主殿ほか裏書有)
十五 享保十四年御儉約ニ付御書付	※No.9(p476~480)の次。/本記事は以下の文書含む。 ・[儉約の儀につき公儀御書付]/酉(享保14).11/— ・覚/享保14.12/山内縫殿ほか4名→
十六 元文三年御仕組ニ付諸役人役人番入等之儀ニ付御書付/元文3.8.26/—	※前文書の次/次文書はNo.10(p480)。
【巻13 人沙汰之事】	→40法令135(29の14)
一 万治三年人沙汰之事	※巻頭文書(No.1の前)。/本記事のうち1通は「万治制法」No.19(p87~91)と同文。もう1通は「万治以前主要法令集」No.47(p42~44)と同文。
七 地下雇之者新規可被召仕との事	※本記事のうち収録分はNo.6(p482~483)。以下の文書未収録。 ・[防府宮市小三郎お尋ねに及ばざる儀につき達]/卯.1.15/—
【巻14 従大公儀御書付事】	→40法令135(29の15)
二 大錢通用停止之事	
三 金銀吹改之事/寛4	

## 『山口県史料』未収録「二十八冊御書付」記事目録

- 凡 例  
一本目録は、『山口県史料 近世編法制上』に収録されなかった「二十八冊御書付」(毛利家文庫・法令一三五)の記事目録である。
- 一日録には、記事番号、記事名、年月日、差出・宛を掲げた。また、備考として記事の位置や参照とすべき事項を注記した。
- 一記事番号および記事名は、原則として「二十八冊御書付」で付けられているものをそのまま採用した。
- 一記事が複数の文書からなる場合、記事名以下にその内訳となる文書名を列記した。その際、文書名の冒頭に「・」印を付けて区別した。また、各文書名は原表題もしくは書き出しを採り、適宜内容を( )書きで補足した。仮題をつけた場合は[ ]で括った。
- 一卷二十八は、『山口県史料』では一部しか翻刻されていないが、同様の内容が多いこともあり、本目録でも記事名を省略した。

## 記事番号および記事名/年月日/差出→宛 ※備考

【巻1 郡中御作法】	→40法令135(29の2)
五 万治四年被差出候郡中御ヶ条/万治4.3.7/榎本遠江ほか4名→児玉伝右衛門ほか1名	※No.5(p128~129)の次。「万治制法」No.23(p103~104)と同文。
六 寛文元年被差出候郡中御ヶ条/寛文元.7.1/榎本遠江ほか2名→	※前文書の次。次文書はNo.6(p129~141)。/「万治制法」No.22(p98~103)と同文。但、榎本遠江から児玉伝右衛門宛の奥書有。
七十 百姓町人品定之事	※本記事はNo.9(p146~147)・No.10(p147)からなる。但、No.10には一部省略有。
【巻7 諸御書付】	→40法令135(29の8)
三十五 享保九年殿様御名替之儀ニ付御書付/享保9.9.1/—	※No.34(p302~303)の次。
五十二 享保貳拾年遠州金谷御本陣之事/享保20.6.1/山内新右衛門→御代官中	※No.50(p313)の次。
五十三 享保貳拾年遠州金谷御本陣之事/享保20.6.4/山内新右衛門→御代官中	※前文書の次。
五十五 元文元年文字金銀吹改之儀ニ付従大公儀書付/元文元.9/(毛利大蔵ほか5名奥書)	※No.51(p313~314)の次。
五十六 元文元年市中江小荷駄貫之儀ニ付寄通	/元文元.9.28/山内新右衛門→河瀬五郎右衛門ほか3名 ※前文書の次。
五十七 元文元年御年貢小物成之事/元文元.9/—	※前文書の次。
六十一 元文四年市中江小荷駄貫候儀ニ付御書付/元文4.2/—	※No.54(p315~316)の次。

記事番号および記事名/年月日/差出→宛	※備考
四十六 享保拾年東海道宿人馬之事	
四十七 享保拾年大判通用之事	
四十八 享保拾年疵金軽目金之事	
四十九 享保拾年疵金軽目金之事	
五十 享保拾年於在々仏事神事之事	
五十一 享保拾年地神経読育目之事	
五十二 享保貳拾年給主より百姓田畠入質之事	
五十三 享保貳拾年米直段之事	
五十四 享保貳拾年米直段之事	
五十五 享保貳拾年金疵軽目之事	
五十六 元文元年金銀之事	
五十七 元文貳年文字金銀之事	
五十八 元文貳年文字金銀之事	
五十九 元文貳年灰吹銀之事	
六十 元文三年文字金銀之事	
六十一 元文三年文字金銀之事	
六十二 元文三年金銀引替之事	
六十三 元文三年古金銀割合之事	
六十四 元文四年文字金銀引替之事	
六十五 元文四年文字金銀引替之事	
六十六 元文四年銅之事	
六十七 元文五年諸在々百姓年貢并諸役奥判之事	
六十八 取退無尽博打突之事	
六十九 寛保三年櫛笄之事	
七十 寛保三年菜種大坂差登并絞り油之事	
七十一 寛保三年金銀掛合候分銅之事	
七十二 寛保四年秤之事	
<b>【巻15 諸公事御裁許】</b>	→40法令135(29)の16)
十八 寛保三年大島郡立石網代出入裁許之事	
※本記事のうち収録分はNo18(p533~537)。以下の文書未収録分。/ただし、以下の文書は、p536~537「先年の御証抛物写左の通」とあるものと一連。これらは、寛保3年3月、長沼九郎右衛門から高井小左衛門らに宛てたもの。	
・熊毛郡室津浦他国網拾歩一銀割符付立之事 /正保5.3.24/由良/治郎左衛門ほか23名→村上帯刀ほか4名(奥書・裏書あり)	
・付立/延宝2.12.1/斉藤七兵衛→上関庄屋仁兵衛ほか1名	
十九 通ひ浦新網願出入裁許之事/-、11.26/-	※No18の次。
<b>【巻17 諸寺社勸化之事・大公儀を始御馳走米銀之事】</b>	→40法令135(29)の18)
一 諸寺社勸化之事	※本記事のうち収録分はNo1(p558~559)。以下の記事未収録。
・[享保六・七年紀州熊野三山勸化事一件]/享保6~7/ ※複数の文書含む	
・[享保十七年河州蒼田八幡宮ほか勸化事一件]/享保17/ ※複数の文書含む	
・[享保十年清光寺勸化事一件]/享保10/ ※複数の文書含む	

記事番号および記事名/年月日/差出→宛	※備考
四 寛文五年寺院掟之事	
五 酒運上御免之事	
六 普救類方書物之事/戊6	
七 銭遺之事/戊12	
八 寛文七年御両国酒屋数并酒造米之事	
九 寛文八年御両国酒屋数并酒造米之事	
十 宝永三年銀吹改之事	
十一 宝永三年酒造之事	
十二 宝永四年酒造之事	
十三 宝永四年金銀引替之事	
十四 宝永五年新銭之事	
十五 宝永五年酒造之事	
十六 宝永五年大銭之事	
十七 宝永五年馬之首毛之事	
十八 宝永五年生類憐之事	
十九 正徳三年金銀之事	
二十 正徳三年糸類絹之事	
二十一 正徳三年男女之衣裳之事	
二十二 正徳四年金銀之事	
二十三 正徳四年金銀之事	
二十四 正徳四年金銀引替之事	
二十五 正徳四年金銀両替之事	
二十六 正徳四年金銀之事	
二十七 正徳五年みかさ付之事	
二十八 正徳五年諸国酒造之事	
二十九 正徳五年金銀之事	
三十 享保三年金銀之事	
三十一 享保三年唐船売買之事	
三十二 享保三年金銀之事	
三十三 享保四年金銀之事	
三十四 享保五年金銀之事	
三十五 享保六年金銀之事	
三十六 享保六年葛蒲甲立物飾道具之事	
三十七 享保六年破魔弓・羽子板金銀金具之事	
三十八 享保六年諸国米穀并田畠諸色値段之事	
三十九 享保七年誤り証文之事	
四十 享保七年御尋書物之事	
四十一 享保七年百姓質田地之事	
四十二 享保七年諸寺院仏事饗応之事	
四十三 享保八年御尋者之事	
四十四 享保八年百姓質田地被差免候事	
四十五 享保九年諸色高直之事	

記事番号および記事名/年月日/差出→宛 ※備考
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/寛. 2. 12/口羽衛士→御代官中
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/寛. 9. 26/口羽衛士→御代官中
・覚(御扶持方成中諸借証文差出の儀につき達)/卯. 11. 19/山内新右衛門→御代官中
・[添状借証文差出の儀につき達]/卯. 12. 晦/山内新右衛門→御代官中
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/辰. 5. 26/-
・覚(御扶持方成中諸借証文差出の儀につき達)/辰. 12. 3/山内新右衛門→御代官中
・[添状借証文差出の儀につき達]/巳. 3. /-
・[長沼九郎右衛門書状]/巳. 3. 22/→御代官中
・覚(御扶持方成中諸借証文差出の儀につき達)/巳. 11. 29/長沼九郎右衛門→御代官中
・覚(御扶持方成中諸借証文差出の儀につき達)/未. 12. 10/-
・[長沼九郎右衛門書状]/-. 12. 12/→御代官中
・覚(御扶持方成中諸借証文差出の儀につき達)/-. 12. 7/長沼九郎右衛門→御代官中 ※次文書はNa31。
・[御扶持方成中諸借証文差出の儀につき達]/卯. 1. 15/- ※Na33とNa34の間の文書
<b>三 諸士中切手売買中取之事</b> ※本記事のうち収録分はNa35(p616)。以下の文書未収録。
・[日野勘兵衛・入江四郎兵衛書状]/(享保2). 11. 3/→御代官中
<b>五 地下米銀御貸付之事</b> →すべて収録。ただしNa37(p618~619)前半の「覚」。
<b>六 同断御伺書</b> ※本記事のうち収録分はNa37(p618~619)後半の「覚」。以下の文書未収録。
・覚(藤木村出奔庄屋他郡にて借米銀の儀につき問ヶ条) /- . 6. 10/八谷半左衛門→周田八郎右衛門ほか1名
<b>七 御国借米銀納方御仕法之事</b> ※本記事のうち収録分はNa38(p619~621)。以下の文書未収録。
・御国借米銀納方仕法/辰. 11/- ※Na38最初の文書(「御国借米銀納方仕法」)の次。
・[山内新右衛門書状]/辰. 12. 5/→御代官中
・御国借米銀仕法覚/享保19. 8. 23/-
・御国借米銀此度之就御仕組仕法覚/享保15. 3/- ※本文書の次がp620Na38下段の「覚」。
<b>八 御借米銀年賦御当用五朱拾ヶ年経之事</b> ※本記事のうち収録分はNa39~40(p621~622)。以下の文書未収録。
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/-. 12. 23/- ※Na39の次。
・[口羽衛士書状]/-. 12. 23/→御代官中
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/酉. 12. 14/入江四郎兵衛ほか→御代官中
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/未. 12. 14/-
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/申. 1. 29/-
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/戌. 3. 1/-
・[入江四郎兵衛・日野勘兵衛書状]/-. 3. 1/→御代官中
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/戌. 3. 25/-
・[入江四郎兵衛・日野勘兵衛書状]/-. 3. 25/→御代官中
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/寛. 12. 17/口羽衛士→御代官中
・覚(年賦御当用銀利且納渡方の儀につき達)/卯. 2. 8/口羽衛士→御代官中
・覚(御返済銀請取未提出者の儀につき達)/-. 2. 6/井原市正→御代官中 ※次がNa40。
・覚(御家来借調方仕法替等につき達)/戌. 3/- ※Na40の次。
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/丑. 5. 12/-

記事番号および記事名/年月日/差出→宛 ※備考
・[南都興福寺・出雲大社・熊野三山勸化事一件]/享保10~11/※複数の文書含む
・[享保十三年豊前国宇佐八幡宮勸化事一件]/享保13/ ※複数の文書含む
・[享保十三年河州菅田八幡宮ほか勸化事一件]/享保13/ ※複数の文書含む
・[勸化事公儀御書付]/寛保2. 5/山内縫殿ほか2名→
・[熊野三山勸化事一件]/(享保11頃)/ ※複数の文書含む
<b>【巻18 寺社家一卷・金銀錢通用之事】</b> →40法令135(29の19)
<b>十八 養学院大先達礼守之事</b> /午(元文3). 6. 2/当職所各中→長沼九郎右衛門 ※Na16(p578~579)の次。/p576下段「覚」とほぼ同文だが、差出・宛の記載異なる。
<b>【巻19 公儀御借銀并家頼共二】</b> →40法令135(29の20)
<b>二 札借被召上候段分之事</b> ※Na1(p598~600)の次。/本記事のうち収録分はNa2~Na34(p600~616)。以下の文書未収録。
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/正徳3. 7. 28/- ※Na6の次
・[家来中借銀納方の儀につき達]/享保2. 9. 18/-
・覚(利且納米切手渡方の儀につき達)/寛保3. 12/-
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/享保6. 6. 3/粟屋八左衛門ほか1名→
・[入江四郎兵衛・日野勘兵衛書状]/享保3. 6. 6/→御代官中
・[諸借証文差出の儀につき達]/享保4. 3. 22/口羽衛士→御代官中
・[添状借証文の儀につき達]/享保4. 11. 11/-
・[添状借証文の儀につき達]/享保4. 11. 11/-
・[老石引諸借の儀につき達]/享保6. 12/-
・覚(利且納米御切手渡方ほかの儀につき達)/享保6. 12/-
・[林三郎右衛門書状]/(享保6). 12. 3/-
・覚(利且納米御切手渡方ほかの儀につき達)/享保7. 2. 18/-
・[林三郎右衛門書状]/(享保7). 2. 19/→御代官中
・覚(利且納米御切手渡方ほかの儀につき達)/享保7. 3. 13/-
・[林三郎右衛門書状]/(享保7). 3. 14/→御代官中 ※次がNa7~Na21。
・覚(御家来中諸借銀御納替日の儀につき達)/卯. 11. 15/- ※Na21の次。
・付立(御家来中諸借銀御納替日)/卯. 11. 5/- ※次がNa22。
・付立(御家来中諸借銀御納替日)/-. 12/- ※Na22の次。
・[御家来中諸借銀御納替日延引の儀につき達]/卯. 12. 8/-
・付立(御家来中諸借銀御納替日)/辰. 2. 4/- ※次がNa23。
・[入江四郎兵衛・日野勘兵衛書状]/-. 2. 8/→御代官中 ※Na26の次。
・[林三郎右衛門書状]/-. 6. 2/→御代官中 ※Na28前半の文書の次。
・[林三郎右衛門書状]/-. 6. 15/→御代官中 ※Na28後半の文書の次。
・覚(御家来中諸借証文差出の儀につき達)/寛. 3. 21/-
・[林三郎右衛門書状]/-. 3. 21/→御代官中
・[八組借証文差出の儀につき達]/寛. 10/-
・[口羽衛士書状]/-. 10. 19/→御代官中 ※次文書がNa29。
・[五石引・老石引借衆中付立の儀につき達]/酉. 12. 14/渡辺小三郎→御代官中 ※Na29とNa30の間。
・覚(添状借証文差出の儀につき達)/-. 8. 19/- ※Na30の次。

記事番号および記事名/年月日/差出→宛 ※備考	
・[渡辺小三郎書状] (享保11年田方損毛高御届けの事) / 享保11.12.10 / →御代官中 ※Na7の次。	
・[那奉行渡辺小三郎書状] (享保9~13年分御本勘新開入田島・塩浜付立差出の事) / 享保13.5.17 / →御代官中	
<b>二 諸手子之事</b> ※本記事のうち収録分はNa8~13(p663~p675)。以下の文書未収録。	
・覚(代官衆侍手子・下手子の儀につき達) / 正徳3.2.15 / - ※冒頭の文書。	
・覚(足軽・中間入替の儀につき達) / 正徳4.12.6 / 国司老岐・浦図書→御代官中 ※前文書の次。	
・覚(足軽・中間入替の儀につき達) / 正徳6.2.1 / 国司老岐・浦図書→御代官中 ※この次がNa8。	
・覚(諸宰判足軽以下下手子御心付証拠物差出の儀につき達) / 享保7.12.18 / 口羽衛士→井上七右衛門ほか2名 ※Na8とNa9の間。	
・覚(役人并足軽以下諸手子人数定の儀につき達) / 享保6.12.28 / 益田織部→林三郎右衛門 ※Na13の次。	
<b>【巻23 郡中御作法】</b> →40法令135(29の24)	
<b>三 徳地紙之事</b> / 元禄9.11.5 / 村上作兵衛→長沼九郎右衛門 ※Na2(p686~689)の次。	
<b>四 下地知行浮米替之事</b> ※本記事のうち収録分はNa3(p689~691)。以下の記事未収録。	
・覚(毛利大藏田嶋開作浮米替の儀につき問ヶ条) / 寛保2.12 / 長沼九郎右衛門→(山内縫殿)	
・田嶋上地御開作御引渡畝石付立 / 戊(寛保2).12 / 田嶋給領庄屋新兵衛→	
・[田嶋御開作地石盛附] / 寛保2.12 / 田嶋庄屋四郎右衛門→佐伯新右衛門(奥書有)	
・[田嶋御開作地御所務辻の儀につき達] / 寛保2.12 / 長沼九郎右衛門→中川与右衛門	
・[田嶋御開作地御所務辻の儀につき達] / 寛保2.12 / 長沼九郎右衛門→宇野与一右衛門ほか1名	
<b>五 楮植之類植付時様之事</b> ※本記事は以下の文書含む。	
・[口羽衛士書状] (薩摩楮植付の事) / -.5.25 / →御代官中	
・覚(薩摩楮植付の儀につき達) / 享保11.1.19 / 井原市正→	
・覚(楮種時方の儀につき達) / 巳.1 / -	
・覚(給地等へ薩摩楮植付の儀につき達) / 巳.1 / -	
・覚(諸郡島方上納銀の儀につき達) / 元文3.10.25 / 山内縫殿→長沼九郎右衛門	
・覚(給地等楮立銀取立の儀につき達) / 申.11 / -	
・覚(薩摩楮植付の儀につき達) / 享保5.2.22 / -	
・覚(楮種時様の儀につき達) / 享保5.2.22 / -	
・[口羽衛士書状] / (享保5).2.24 / →御代官中	
<b>【巻24 舸子之事・火事之事・替女座頭之事・御法事之事】</b> →40法令135(29の25)	
<b>四 御法事之事</b> ※本記事のうち収録分はNa7(p704~713)。以下の文書未収録。	
・[泰蔵院様三十三回忌法事の儀につき達] / 享保6.4.1 / - ※Na7の次	
・覚(泰蔵院様三十三回忌寺社家焼香日付立) / - / -	
・[宇野与一右衛門書状] (泰蔵院様三十三回忌の事) / 享保6.4.1 / →御代官中	
・[泰蔵院様御法事の儀につき達] / 享保16.11.1 / -	
<b>【巻25 様体付之事・落切手之事・郡夫出入之事】</b> →40法令135(29の26)	
<b>一 様体付之事</b> ※本記事はすべて未収録。以下の文書含む。	
・[深川万年町町医師中嶋隆碩夫婦殺害人直助探索一件] / (丑) / - ※複数の文書含む。	

記事番号および記事名/年月日/差出→宛 ※備考	
・覚(添状借証文差出の儀につき達) / 丑.6.25 / -	
・覚(添状借証文差出の儀につき達) / 卯.4.5 / -	
・覚(添状借証文差出の儀につき達) / 午.7 / -	
・覚(添状借証文差出の儀につき達) / 午.4.3 / -	
・覚(御家来中引米借調銀の儀につき達) / 亥.2.10 / -	
・[公儀御家来借銀年賦返済仕法の儀につき達] / 辰.5 / -	
・覚(御家来中借銀納方の儀につき達) / 辰.5 / -	
・覚(御仕組中御家来借銀納方の儀につき達) / 元禄8.9.10 / 佐世主殿→馬來木工・林小左衛門	
<b>九 徳山御家頼借添状借之事</b> ※本記事は以下の文書含む。	
・覚(徳山御家頼借添状借の儀につき達) / 享保5.5.8 / -	
・[口羽衛士書状] / 享保5.5.8 / →御代官中	
・覚(徳山御家頼借添状借の儀につき達) / 子.2.6 / -	
・覚(御当用銀并徳山足輕以下御納替払方の儀につき達) / -.12.24 / 口羽衛士→御代官中	
<b>十 地下修南米銀之事</b> / -.5.13 / 石川弥右衛門ほか2名→	
<b>十一 元禄四年久坂五郎兵衛才判修南銀之内借用人數付立之事</b> / 元禄4.2.28 / 内藤与三左衛門・井上彦右衛門→神田八右衛門	
<b>十二 旅役米之事</b> ※本記事は以下の文書含む。	
・覚(旅役米・引米の儀につき達) / 享保3.12 / -	
・[口羽衛士書状] / -.12.8 / →御代官中	
<b>【巻20 諸運上一巻并出津入津売買之事・給領御預り地之事・諸木採用之事・瀬戸崎浦入津之穀物其外預り荷之事】</b> →40法令135(29の21)	
<b>一 諸運上一巻并出津入津売買之事</b> ※本記事のうち収録分はNa1~3(p623~630)。以下の文書未収録。	
・[益田越中領分阿武郡須佐山売払の儀につき達] / 元禄6.7.6 / 福原越後→山田五左衛門ほか1名 ※p628上段「覚」(元禄6.6.28)の次。	
・[周布彦治郎領分大津郡波木村山売払の儀につき達] / 元禄6.9.10 / 福原越後→山田五左衛門ほか1名 ※前文書の次。次はp628下段~p629上段「覚」	
<b>三 諸木採用之事</b> ※本記事のうち収録分はNa6(p635~640)。以下の文書未収録。	
・付立(徳地・山代のうち材木採用免許の山) / -.10.22 / - ※記事中最初の文書。	
・[国司与三兵衛書状] / -.10.22 / →福原隠岐 ※前文書の次/次がNa6(p635~640)最初の「覚」(延宝5.10.20)。	
・[福原隠岐ほか連署奉書] (毛利八郎左衛門知行所仁保津村炭山の事) / 延宝5.9.朔 / →毛利六郎左衛門ほか ※p636下段~p637下段「当職毛利外記御書付」(延宝8.7.21)の次。次がp637下段~p638上段「覚」(元禄9.1.22)	
・覚(生雲村渡川山井地福村田代山の儀につき達) / 元禄14.1.28 / 佐世主殿→岡部源右衛門 ※p638上段~下段「覚」の次。	
・覚(御立山雑木採用の儀につき達) / 享保8.8.27 / - ※前文書の次。	
・覚(裏書物印判の儀につき達) / 享保10.6.21 / - ※前文書の次。	
<b>【巻22 諸御普請事・諸手子之事・他国人来去之事】</b> →40法令135(29の23)	
<b>一 諸御普請事</b> ※本記事のうち収録分はNa1~7(p656~p663)。以下の文書未収録。	

記事番号および記事名/年月日/差出→宛	※備考
・[萩吉部原死人御尋一件] / -. 9 / -	※複数の文書含む。
・[町医師奥養庵殺人渡辺惣七探索一件] / (元文2) /	※複数の文書含む。
・[長府普請方役西尾源五右衛門ほか探索一件] / 巳. 5 /	※複数の文書含む。
二 落し切手之事	※本記事のうち収録分はNo.1 (p713~715)。以下の記事未収録。
・[落し切手・盗切手の儀につき通達一件] / (正徳4~元文5) /	※複数の文書含む。
三 郡夫出人之事	※本記事のうち収録分はNo.2 (p715~724)。以下の文書未収録。
・覚(郡夫出入の儀につき達) / 午(享保11). 11. 8 / 江木与一右衛門ほか→河野小左衛門	※No.2最後の文書の次。
・[奉公人入替の儀につき達] / 享保11. 11 / -	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 享保12. 11. 5 / 江木与一右衛門ほか→河野小左衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / (享保年中) 11. 28 / 福原次郎右衛門ほか→周田八郎右衛門ほか	
・覚(老季居奉公人出替時節の儀につき達)	
/ (享保) 11. 28 / 福原次郎右衛門ほか→周田八郎右衛門ほか	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 11 / 榑崎吉右衛門ほか→長沼九郎右衛門→御代官	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 戌. 11. 11 / 榑崎吉右衛門ほか→長沼九郎右衛門→御代官	
・[郡夫支給物并持参物付立] / - / -	
・[郡夫出入の儀につき達] / 戌. 12 / -	
・[郡夫出入の儀につき達] / - / -	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 子. 1. 29 / 雑賀十右衛門ほか→河野小左衛門ほか (奥書有)	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 子. 12 / -	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 子. 12. 18 / -	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 子. 12. 18 / 八木甚兵衛ほか→林三郎右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 子. 12. 18 / 八木甚兵衛ほか→林三郎右衛門	
・[郡夫出入差出方の儀につき達] / 辰. 12 / -	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 11. 25 / 福原次郎右衛門ほか→周田八郎右衛門ほか	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 12. 18 / 平川長左衛門ほか→伊藤猪兵衛ほか	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 11. 21 / 長沼九郎右衛門ほか→伊藤猪兵衛ほか	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 11. 16 / 長沼九郎右衛門ほか→井上半右衛門	
・[郡夫出入減少の儀につき達] / -. 1. 8 / 長沼九郎右衛門ほか→井上半右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 10. 19 / 榑崎吉右衛門ほか→林六郎右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 10. 4 / 榑崎吉右衛門ほか→林六郎右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 10. 23 / 榑崎吉右衛門ほか→林六郎右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 11. 7 / 榑崎吉右衛門ほか→長沼九郎右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / -. 12. 2 / 榑崎吉右衛門ほか→長沼九郎右衛門	
・覚(郡夫恩銀定の事) / 午. 11. 22 / 榑崎吉右衛門ほか→長沼九郎右衛門	
【巻26 御儉約之事・風損洪水之事・用水之事・上使御通路之事・御大名同断】 →40法令135(29)の27)	
三 用水之事	※本記事のうち収録分はNo.3 (p735)。以下の文書未収録。
・覚(用水掛引井路の儀につき公儀御書付) / 享保14. 1 / (毛利筑後ほか奥書有)	
【巻28 逝去二付鳴物音曲其外停止事】 →40法令135(29)の29)	